

昇任試験合格者等の昇任発令について

平成16年10月1日
例規(警)第50号
警察本部長

[沿革] 平成20年3月例規(警)第25号

各部長・参事官・所属長

見出しのことは、次のとおり規定したので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

千葉県警察官の昇任に関する訓令(平成4年本部訓令第9号。以下「訓令」という。)により決定された昇任試験合格者等の昇任発令について、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

昇任試験合格者等とは、訓令の規定に基づく昇任試験合格者、選抜昇任考査及び選考昇任考査において昇任候補者に決定された者をいう。

3 昇任試験合格者等の昇任発令時期

昇任試験合格者等の昇任発令については、合格(決定)日の翌日から起算して1年(以下「原則期間」という。)以内に行うものとする。ただし、次に掲げる者については、昇任発令を行わないものとする。

- (1) 産前、産後休暇及び育児休業中(以下「育児休業中等」という。)の者
- (2) 自己啓発等休業中の者
- (3) 私傷病による療養休暇及び休職中(以下「療養中等」という。)の者
- (4) その他原則期間内に昇任させることが適当でないと認められた者

4 原則期間内に昇任発令を行わない者の取扱い

- (1) 原則期間を経過した時点で現に育児休業中等及び自己啓発等休業中の者については、復職後おおむね3か月を経過した時期に警務部警務課長、警務部人事企画官及び警務部長が指定する者(以下「警務課長等」という。)による面接を実施し、業務を遂行する上での知識、技能、体力、仕事に対する意欲、上位職への適性等の確認を行い、その結果により昇任の可否を決定する。
- (2) 原則期間を経過した時点で現に療養中等の者については、復職後おおむね3か月を経過した時期に警務課長等による面接を実施し、病状、回復の見通し、業務を遂行する上での知識、技能、体力、仕事に対する意欲、上位職への適性等の確認を行い、その結果により昇任の可否を決定する。ただし、合格(決定)日の翌日から起算して2年を経過する時点で現に療養中等の者については、病状、以後の回復(復職)の見通し等を勘案して、合格(決定)の取消しを検討する。
- (3) その他の理由で原則期間内に昇任発令を行わない者については、当該昇任発令を行わなかった理由が解消された後に昇任発令を行うものとする。ただし、警務部長が特に必要と認めた場合は、警務課長等による面接を実施して上位職への適性等の確認を行い、昇任の可否を決定する。

5 合格(決定)の取消し

- (1) 面接又は検討の結果、昇任試験合格者等を昇任させることが適当でないと認められた場合は、当該昇任試験合格者等を決定した昇任試験委員会、選抜昇任管理委員会又は選考昇任管理委員会(以下「各委員会」という。)は、訓令第27条第3号の規定に基づき合格(決定)を取り消す。
- (2) 各委員会は、昇任試験合格者等の合格(決定)を取り消す場合は、取消しを決定した年月日及び取消し理由を当該昇任試験合格者等が勤務する所属の長を経由して本人に通知する

ものとする。